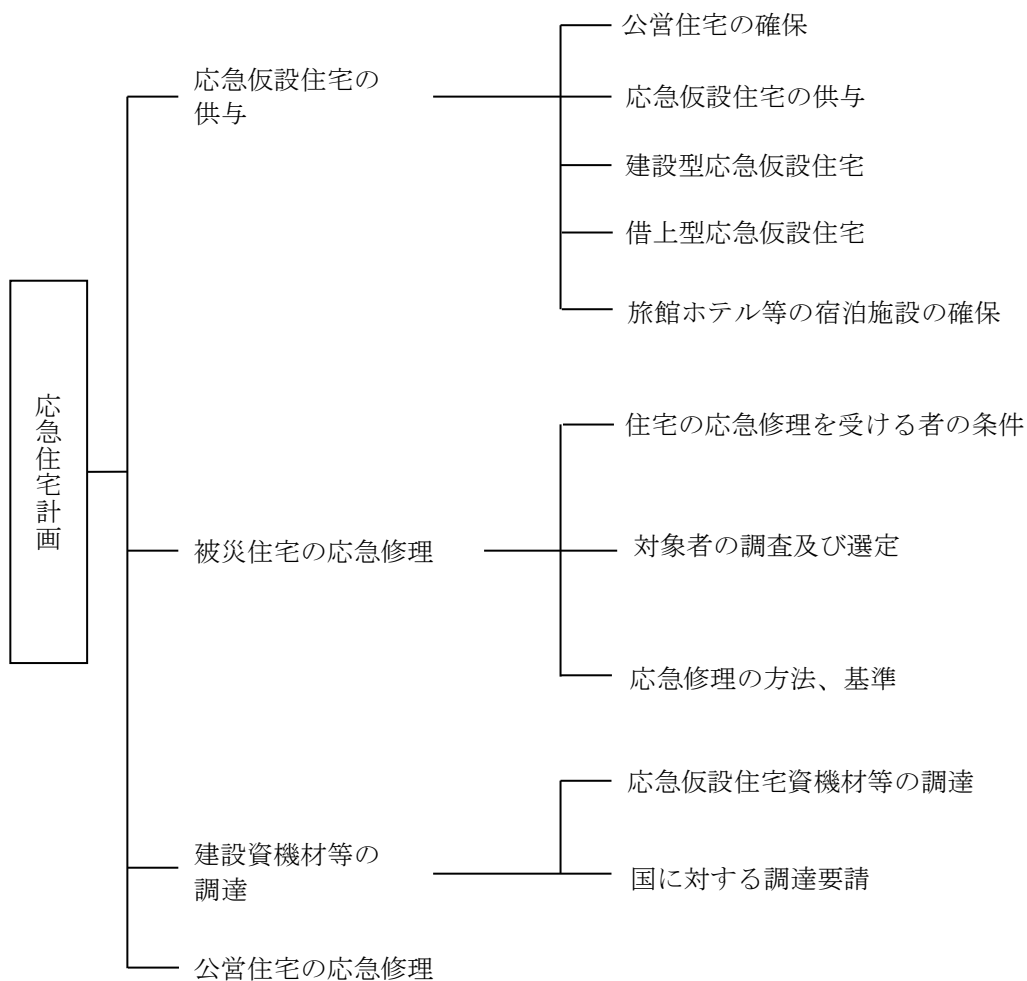


## 第12章 応急住宅計画

### 基本的な考え方

災害のため、住宅が滅失した世帯又は破損した世帯に対して応急仮設住宅の提供又は住宅の応急修理を行うことは、被災者の生活確保の観点から極めて重要である。

このため、応急仮設住宅の供与、被災住宅の応急修理、建設資材、公営住宅の修理等について必要な事項を定める。



## 第1節 応急仮設住宅の供与

災害のため住家が滅失した被災者は、応急的に避難所に収容されるが、避難所は、被災直後の混乱時に避難しなければならない者を一時的に収容するものであるから、その期間は短期間に限定される。

このため、町（復旧対応班（都市建設課））は、これら被災者の一時的な居住の安定を図るため、公営住宅等の確保に努め、救助法の規定に基づき応急仮設住宅を供与するものとする。

### 第1項 公営住宅の確保

#### 1 公的住宅の確保

災害のため住家が滅失した被災者の一時的な居住の安定を図るため、町は、積極的に県営住宅、町営住宅の確保に努める。

#### 2 入居資格等

(1) 公営住宅に緊急入居させる者に対する入居資格、入居手続き等につて、あらかじめ定めておくものとする。

なお、この場合において、高齢者、障害者等に配慮する。

(2) 被災者の一時的な入居については、地方自治法第238条の4第7項に基づく目的外使用許可として入居の許可を行う。

(3) 入居条件は、原則として以下の事項を除いては、公営住宅法、同施行令、山口県営住宅条例（以下「公営住宅法等」という。）及び和木町営住宅条例による。

ア 入居期間は、原則として1年以内とする。

イ 収入基準等の入居者資格要件は問わないものとする。

ウ 災害による暫定入居として公募除外対象とする

エ 入居期間中の家賃及び敷金は免除する。

(4) 被災者か否かは、原則として町が発行するり災証明書等により行う。

(5) 一時的な入居を行った者で、被災市街地復興特別措置法及び公営住宅法等の入居資格要件に該当する者については、必要に応じて正式入居に切り替えるものとする。

#### 3 他の事業主体への要請

(1) 公営住宅の確保にあたっては、中国、四国、九州各県相互応援協定等に基づき、隣接県等に対しても、住宅の確保、提供を要請する。

(2) 独立行政法人都市再生機構等が所管する公的住宅についても、その確保、提供を要請する。

(3) 企業の社宅の提供についても、積極的に協力要請を行うものとする。

### 第2項 応急仮設住宅の供与

#### 1 供与の目的

公営住宅等の提供では不足する場合には、自己の資力では居住する住家を確保できない被災者に対して知事（委任を受けた市町長）は、救助法の規定に基づき建設（以下「建設型応急仮設住宅」という。）又は民間賃貸住宅等を借上げ（以下「借上型応急仮設住宅」という。）により応急仮設住宅を供与する。

#### 2 応急仮設住宅に収容するり災者の条件

(1) 住家が全焼、全壊又は流出した者で、現に居住する住家がない者等

(2) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者

これについては、具体的にはその判定が困難な場合が多いものと予想されるが、これらの者を例示すれば、次のとおりである。

ア 生活保護法の被保護者並びに要保護者

イ 特定の資産がない失業者

ウ 特定の資産がない未亡人、母子世帯

エ 特定の資産がない高齢者、病弱者、障害者

オ 特定の資産がない小企業者

カ 上記に準ずる経済的弱者

(3) 災害時に、現実に救助法が適用された時点で町に居住していること。(被災地における住民登録の有無は問わない。)

### 3 対象者及び入居予定者の選定

(1) 対象者の把握及び入居予定者の選考の業務は、町長が行う。

(2) 入居資格については、第1項の2「応急住宅に収容するり災者の条件」に掲げる者とするが、選考に当たっては、高齢者、障害者等災害弱者世帯に配慮すること。

(3) 町長は、民生委員の意見を聴くなど、り災者の資力その他の生活条件を十分調査して選定する。

(4) 入居者の決定は、町長にその職務を委任した場合を除き、知事が行う。

### 4 応急仮設住宅の管理等

#### (1) 建設型応急仮設住宅

ア 県(厚政課)が、町に委任し、町長が公営住宅に準じて維持管理する。

イ 供与できる期間は、建設工事が完成した日から2ヶ年以内とする。

#### (2) 借上型応急仮設住宅

ア 県(厚政課)が民間賃貸住宅の所有者と定期建物賃貸借契約を締結した上で供与する。

イ 供与期間は原則2ヶ年以内で県が定める期間とする。

ウ 県(厚政課)は、入居契約等転貸借に関する事務を町に委任する。

## 第3項 建設型応急仮設住宅

### 1 建設の実施機関

知事が行うが、知事が直接建設することが困難な場合は、町に委任して実施する。

### 2 建設場所の選定

(1) 建設場所は、あらかじめ町が選定した建設候補地から建設地を決定する。

(2) (1)の候補地で不足する場合は、町が公有地等を優先して建設地を決定する。

なお、公有地の確保が困難な場合は、私有地への建設も必要となるが、その場合、所有者と町との間に土地賃貸借契約を締結するものとする。

(3) 建設場所の選定にあたっては、災害により発生する廃棄物の仮置き場(一次集積所、二次集積所)と調整を図るものとする。

(4) 生活保護法による要保護者を収容する応急仮設住宅の建設にあたっては、国有地の貸付が可能であることから、国の協力を得て確保する。(国有財産法第22条)

### 3 建設方法

(1) 県災害救助部救助総務班と土木建築対策部住宅班が協議して定める。

(2) 県が建築業者に請負わせて建設する。

(3) 県は、町において建設することが適当と認めたときは、町に対し設計図書等を示すものとする。

(4) 建設に関して、(一社)プレハブ建築協会及び(一社)全国木造建設事業協会の協力を求めるにあたっては、両協会との協定書に基づいて行うものとする。

(5) 建設にあたっては、二次災害に十分配慮するものとする。

### 4 建設基準

#### (1) 延べ床面積

1戸あたりの床面積は、29.7㎡を基準とし、世帯構成人数等を考慮して増減することができる。

(2) 構造は、1戸建、長屋建、アパート式のいずれか適当な構造とする。入居予定者の状況によって、高齢者、障害者向けの仕様にも配慮する。

(3) 同一敷地内又は隣接する敷地内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。

(4) 高齢者、障害者、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容する福祉仮設住宅を設置することができる。

### 5 設計図書

入居予定者の状況により、県が決定する。(救助総務班と住宅班が協議して定める。)

#### 6 建設期間

- (1) 災害発生の日から20日以内に着工する。
- (2) 災害の状況により、20日以内に着工できないときは、知事は、内閣総理大臣に特別基準(着工の延長)の協議を行う。

#### 第4項 借上型応急仮設住宅

被害状況によっては、民間住宅を救助法の仮設住宅として供与する必要性も生じることから、民間住宅の確保に努める。

民間賃貸住宅の確保に関して、(一社)山口県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会山口県本部、(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会及び(公財)日本賃貸住宅管理協会の協力を求めるにあたっては、各団体との協定に基づいて行うものとする。

#### 第5項 旅館ホテル等の宿泊施設の確保

旅館ホテル等の宿泊施設は施設設備が整っており、食事等についても確保されていることから、旅館組合等との協定の締結により、高齢者、障害者等の要配慮者の一時収容先として確保に努める。

### 第2節 被災住宅の応急修理

#### 第1項 住宅の応急修理を受ける者の条件

災害発生によって住家が半焼又は半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難と認められる程度に住家が半壊した者。(対象者としては第1節第1項2に準ずる。)

#### 第2項 対象者の調査及び選定

町が、被災者の資力その他の生活条件を十分調査し、町が発行するり災証明書に基づき県が選定する。場合によっては、町に選定事務を委任する。

#### 第3項 応急修理の方法、基準

##### 1 応急修理の方法等

- (1) 町長が、建設業者に請負わせるか又は町直営工事により行う。建設業者の選定にあたっては、山口県建設労働組合、(一社)山口県ビルダーズネットワーク、西瀬戸ビルダーズサロン、山口県管工事工業協同組合及び(一社)山口県電気協会との協定に基づき提供された業者名簿を活用するものとする。
- (2) 応急修理は、日常生活に必要欠くことのできない部分(居室、炊事場、便所等)に限るものとする。
- (3) 他の者が行う応急修理は排除しない。
  - ア 家主が借家を修繕する場合
  - イ 親類縁者の相互扶助による場合
  - ウ 会社が自社所有の住家(寮、社宅等)を修繕する場合

##### 2 修理の期間

- (1) 災害発生の日から1ヶ月以内に完成させるものとする。
- (2) 1ヶ月の期間内に修理を完了できない特殊事情があるときは、知事(厚政課)は、内閣総理大臣に特別基準(期間延長)の協議を行う。

### 第3節 建設資機材等の調達

#### 第1項 応急仮設住宅資機材等の調達

- 1 応急仮設住宅の資機材は、関係団体((社)山口県建設業協会及び(社)プレハブ建築協会)の協力を得て調達する。

- 2 用材の確保については、県災害対策本部農林対策部林務班が、災害救助部及び土木建築対策部からの依頼により、木材業者団体（木材協会）又は生産工場を通じて確保する。  
このため、県は、関係業者及び木材在荷量の把握資料を整理しておくものとする。

#### 第2項 国に対する調達要請

第1項によってもなお資機材が不足する場合は、国に対して資機材の調達を要請するものとする。

#### 第4節 公営住宅の応急修理

被災した公営住宅については、各管理者において被害状況を緊急に調査し、応急修理を実施する。

公営住宅の応急修理については、救助法の適用はないものであること。